

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

第2期清水町まち・ひと・しごと創生推進計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

静岡県駿東郡清水町

3 地域再生計画の区域

静岡県駿東郡清水町の全域

4 地域再生計画の目標

5年ごとの国勢調査に基づく清水町の人口は、2020年には31,710人で、5年前（2015年）と比較すると408人（1.3%）の減少となった。国勢調査による人口は2010年まで増加が続いてきたが、2015年からは減少している。国立社会保障・人口問題研究所の推計では、本町の人口は2070年に17,200人となり、2020年の人口31,710人と比較すると45.8%の減少が見込まれる。【人口】

年少（14歳以下）、生産年齢（15～64歳）、老年（65歳以上）の3区分による人口推移をみると、清水町の2020年の生産年齢人口は19,362人（全体の61.1%）、年少人口4,016人（同12.7%）、老年人口8,332人（同26.3%）となっている。2015年以降の5年間で、生産年齢人口は209人、年少人口は593人減少したが、老年人口は542人増加している。

この傾向は今後も継続が見込まれ、2050年には生産年齢人口12,358人（全体の51.0%）、年少人口2,057人（同8.5%）、老年人口9,837人（同40.6%）と推計されている。すなわち、人口規模の縮小と並行して、さらなる少子・高齢化の進行が予想される。【年齢3区分別の人口】

清水町における人口の自然動態は、2000年には214人の増加であったが、その後は増加幅が縮小、2017年以降は減少が続き、2023年は159人の減少となった。この間、出生者数は概ね減少傾向、死亡者数は概ね増加傾向が続いている。【自然動態】

人口の社会動態については、2000年以降で見ると減少となった年が多いが、2021年以降は増加が続き、2023年は50人の増加となっている。一方、転出は15～19歳、20～24歳が多くを占めており、進学や就職が背景にあるものと考えられる。【社会動態】

このような状況が進むことによる影響として、①住民数の減少による住民税の減収や固定資産価値の低下による固定資産税の減収、②高齢化に伴う医療や介護など社会保障関連経費の増加、③道路や上下水道など公共インフラの整備や運営の効率の悪化、④町内企業等の活力の低下、廃業や撤退に伴う法人住民税の減収や通勤者の減少による町内消費の縮小、⑤定住意識や帰属意識の弱い住民の増加による地域の活力や機能の低下、⑥自治会活動や地域コミュニティ機能の低下による地域の美化活動や治安維持活動、文化・伝統の継承や災害時の対応に対する影響等が見込まれ、清水町の社会経済全体に対して様々な影響が発生することが予想される。

これらの状況に対応するため、人口減少を正面から受け止め、次の事項を目標に掲げ、このような中であっても、清水町ならではの資源・特性（柿田川を核とする自然環境、交通利便性、住環境の質、地域の活力）を最大限に生かし、町民一人ひとりの笑顔があふれ、いつまでも健康で活躍できる、「笑街健幸」のまちを目指す。

目標1 固有の資源や強みを活かして強い経済をつくる

基本的方向1-1 固有の資源や立地を活かした高付加価値産業の立地促進

基本的方向1-2 自然の魅力を核にした観光交流の促進

目標2 「笑街健幸」を支える豊かな生活環境を育む

基本的方向2-1 こころもからだも健やかなくらしの支援

基本的方向2-2 快適な生活環境の維持・強化

目標3 暮らしやすさの向上により選ばれる町清水町へ

基本的方向3-1 安心して子育てできるまちづくり

基本的方向3-2 地域への愛着や夢をはぐくむ教育の推進

基本的方向3-3 暮らしやすさに磨きをかけた定住・移住促進

【数値目標】

5-2の ①に掲げ る事業	K P I	現状値 (計画開始時点)	目標値 (12年度)	達成に寄与する 地方版総合戦略 の基本目標
ア	町内立地企業事業所数	1,105社	1,125社	基本的方向1-1
イ	観光交流客数	35.1万人	52.2万人	基本的方向1-2
ウ	こころもからだも健康で あると感じている町民の 割合	63.4%	72.0%	基本的方向2-1
エ	住まい周辺環境を快適と 感じる町民の割合	65.2%	75.0%	基本的方向2-2
オ	子育てしやすいまちだと 思う保護者の割合	78.1%	85.0%	基本的方向3-1
カ	柿田川公園などを利用し ている町民の割合	48.8%	55.0%	基本的方向3-2
キ	県外からの転入者数	546人	680人	基本的方向3-3

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（内閣府）：【A2007】

① 事業の名称

第2期清水町まち・ひと・しごと創生推進事業

- ア 固有の資源や立地を活かした高付加価値産業の立地促進事業
- イ 自然の魅力を核にした観光交流の促進事業
- ウ こころもからだも健やかなくらしの支援事業
- エ 快適な生活環境の維持・強化事業

- オ 安心して子育てできるまちづくり事業
- カ 地域への愛着や夢をはぐくむ教育の推進事業
- キ 暮らしやすさに磨きをかけた定住・移住促進事業

② 事業の内容

ア 固有の資源や立地を活かした高付加価値産業の立地促進事業

町内企業の稼ぐ力を高め、雇用と所得の創出につなげるため、既存企業の活性化支援と、創業・起業を含む新たな事業展開を促進する。国・県のスタートアップ支援の流れも踏まえ、地域課題解決型の事業創出や新サービス展開を後押しする事業。

【具体的な事業】

- ・企業活動活性化の支援
- ・創業・企業の支援 等

イ 自然の魅力を核にした観光交流の促進事業

柿田川を中心とした自然資源や周辺地域との連携を生かし、来訪動機となる体験・周遊・滞在の質を高めることで、交流人口の拡大と消費拡大を図る。また、観光客の再訪やファン化を促し、関係人口・定住促進にもつなげる事業。

【具体的な事業】

- ・観光交流の活性化 等

ウ こころもからだも健やかなくらしの支援事業

町民が主体的に健康づくりに取り組める環境を整えるとともに、スポーツや学び・文化活動へのアクセスを高めることで、健康寿命の延伸と生きがいがづくりを推進する事業。

【具体的な事業】

- ・健幸づくりの支援
- ・スポーツ活動の推進
- ・図書館の充実 等

エ 快適な生活環境の維持・強化事業

柿田川をはじめとする自然と共生する住環境を守りつつ、日常の移動、公共空間の質、下水道等の基盤施設、防災体制を強化し、「快適で安心な

暮らし」を下支えする事業。

【具体的な事業】

- ・自然とふれあえる環境の整備
- ・公共交通機能の維持・向上
- ・公園等の整備・維持管理
- ・下水道の整備・維持管理
- ・自助・共助による防災体制の強化 等

オ 安心して子育てできるまちづくり事業

子育ての不安や負担の軽減、相談支援の充実、保育・幼児教育の質の向上により、安心して子どもを産み育てられる環境を整える事業。

【具体的な事業】

- ・地域における子育てへの支援
- ・健やかな子育てへの支援
- ・幼児教育・保育環境の充実 等

カ 地域への愛着や夢をはぐくむ教育の推進事業

学校・家庭・地域が連携し、子どもが将来への夢や希望を持てる学びの環境を整える。地域とともにある学校づくりと、ICT 等を活用した教育環境の充実により、学びの質を高める事業。

【具体的な事業】

- ・地域とともにある学校づくりの推進
- ・時代に即した教育環境の充実 等

キ 暮らしやすさに磨きをかけた定住・移住促進事業

地域への愛着と関係人口を拡大し、観光・交流・イベント等を通じた「ファンづくり」を進めることで、再訪・定住・移住の流れをつくる。あわせて、多文化共生の推進により、多様な人が安心して暮らせる地域環境を整え、選ばれるまちとしての魅力を高める事業。

【具体的な事業】

- ・清水町ファンの育成
- ・移住定住の促進
- ・にぎわいのあるまちづくりの推進

・多文化共生の推進 等

※なお、詳細は第3期清水町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略のとおり。

③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（K P I））

4の【数値目標】に同じ。

④ 寄附の金額の目安

730,000千円（2026年度～2030年度累計）

⑤ 事業の評価の方法（P D C Aサイクル）

毎年度8月頃に外部有識者による効果検証を行い、それに基づく改善を実施し、P D C Aサイクルを確立する。数値目標の達成状況等については、検証後に清水町ホームページ上で公表する。

⑥ 事業実施期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

6 計画期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで